

○四條畷市立小・中学校施設使用条例

昭和34年3月7日

条例第251号

(目的)

第1条 四條畷市立小・中学校施設（以下「施設」という。）の使用に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）及びその他法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用時間は、午前8時から午後9時30分までとする。

第3条 施設を使用する者は、別表に定める種別に応じた使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は特別の事情があると認めたときは、その使用料を免除することができる。

第4条 施設を使用しようとする者は、使用しようとする施設の当該学校長を経由の上、別に定める様式によつて教育委員会に申請書を提出しその許可を受けなければならない。

2 学校長は前項の書類の経由を受けたときは、当該施設の使用許可に関し必要な意見を付さなければならない。

第5条 次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1) 教育及び公益公安を害するおそれがあるとき

(2) 建物又はその附属物を損するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があると認めたとき

(4) 営利を目的として使用するおそれがあるとき

(5) その他教育委員会において適当でないと認めたとき

第6条 教育委員会は、施設の使用を許可するにあたり管理上必要な条件を付することができる。

(賠償)

第7条 施設の使用により建物又はその附属物を破損、滅失したときは、不可抗力による場合の外、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(使用停止及び許可取消)

第8条 使用者がこの条例に違反したとき又は教育委員会において必要と認めたときは、使用を停止し或は使用許可を取消することができる。

2 前項の場合使用者において損害を生ずることがあつても、教育委員会はその責に任じない。

(使用者の義務)

第9条 使用者がその使用を終ったとき又は前条第1項の場合は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

2 使用者において前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行しその実費を徴収する。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 使用者の責任によらない事由によつて使用することができないとき

(2) 教育委員会の都合によつて使用許可を取消したとき

(3) 使用の前日までに使用許可の取消しを願いでて教育委員会が正当の事由ありと認めたとき

(条例施行細目)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の規定は、平成12年4月1日以後の施設の使用時間について、改正後の第3条及び別表の規定は、同日以後の施設の使用に係る使用料についてそれぞれ適用し、同日前の施設の使用時間及び施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

種別	使用料額 (1時間当たり)
屋内運動場	150円
教室その他	50円
運動場	無料

備考 1時間に満たない端数は1時間とする。